

総合生活保険（ハンター補償）のご案内

【全員加入方式】

傷害

賠償

財産



概要

- ✓ 本制度により、カリラボハンターズクラブの会員様全員を補償致します。
(保険料は会費に含まれております)
- ✓ 補償期間：2021年11月1日午後4時～2022年11月1日午後4時
(毎年1年ごとに更新)
- ✓ 補償概要は2ページ目以降をご参照ください。また詳細については約款をご確認ください。

問い合わせ窓口

【取扱代理店】 有限会社 ティーエム総合保険 (担当 渡邊)
(所在地) 〒106-0032 東京都中央区八丁堀3-9-8 高木ビル2F
(TEL) 03-5542-2850 ・ (FAX) 03-5542-3595

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部公務第二課
(所在地) 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
(TEL) 03-3515-4124 ・ (FAX) 03-3515-4125

補償ラインナップ

1. 傷害補償（狩猟中等限定）

例えば… 狩猟中に崖からすべってケガをした。

国内において、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。
[ハンター傷害危険のみ補償特約セット]

死亡・後遺障害

ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院

ケガで入院*1した場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

通院

ケガで通院*1した場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

例えば… ・射撃場で銃器の取扱いを誤って他人にケガをさせてしまった。
・狩猟中に猟犬が噛み付き他人にケガをさせてしまった。

2. 個人賠償責任（狩猟中等限定）

国内において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。
[ハンター賠償責任補償特約セット]

- ①銃器によって生じた偶然な事故
- ②狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、猟犬によって生じた偶然な事故

※示談交渉は原則として東京海上日動が行います（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）。

3. 携行品（猟具の損害）

例えば… 狩猟中にあやまって銃器を破損した。

国内において猟具に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
[猟具補償特約セット]

- ①狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間の偶然な事故による銃器の破損または曲損
- ②保険の対象となる方の住宅内または狩猟もしくは射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に宿泊する建物内において盗賊または不法侵入者によって行われた、猟具の盗難、破損または曲損

★保険金のお支払い方法

項目	保険金
死亡	50万円
入院	500円/1日・180日まで
通院	500円/1日・90日まで
賠償責任	5億円(限度額)
携行品	10万円(限度額)

■総合生活保険（ハンター補償） 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償】

国内において、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニ

ス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 ハンター補償危険のみ補償特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・狩猟免許を受けずに狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に被ったケガ ・許可なく所持している銃器によって被ったケガまたは法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に被ったケガ ・交通乗用具に搭乗中に被ったケガまたは交通乗用具との衝突、接触等によるケガ
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。</p>	

等

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋ハンター賠償責任補償特約	<p>国内において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■銃器によって生じた偶然な事故 ■狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、猟犬によって生じた偶然な事故 <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は原則として弊社が行います（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）。</p> <p>※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶または車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・狩猟免許を受けずに狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・許可なく所持している銃器によって生じた損害または法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に生じた事故に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・許可のない者に譲渡または貸与した銃器によって生じた事故に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・他人の猟犬を殺傷したことに起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p style="text-align: right;">等</p>

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約＋猟具補償特約	<p>国内において猟具に次の損害が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間の偶然な事故による銃器の破損または曲損 ■保険の対象となる方の住宅内または狩猟もしくは射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に宿泊する建物内において盗賊または不法侵入者によって行われた、猟具の盗難、破損または曲損 <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※猟具とは、銃器、銃袋、弾帯または弾子チョッキをいい、弾丸および薬きょうを含みません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 ・狩猟免許を受けずに狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた損害 ・許可なく所持している銃器に生じた損害または法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に生じた損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

このパンフレットは総合生活保険（ハンター補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。